



5月の月間目標
家族関係強化

発行所
光町役場
 匝瑳郡光町宮川5,454の5
 電話 (04798) 2-1211代

町の状況
 人口 11,535人
 世帯 2,624
 面積 33.40平方キ口



(今年も豊作であるように……。) 入部落前で撮影

五月

(皐月・さつき)

五月、整然と区画された田んぼでは、色とりどりの作業衣が初夏の陽を背に受け忙そくに動いています。

昔は、田植えというと六月頃に行なわれたものですが、今では品種の改良、育苗施設の発達により五月の初旬にはほとんどの農家で終わってしまいます。

最近では、田植えも機械化が進み腰をかかめて苗を植える姿も、徐々になくなって行くことと思われます。

そろた、出そろた

早苗がそろた

植えよ植えましよ

みんなのために

米は宝だ

……………

椎名 彰氏二選

町長選挙・無投票で

任期満了に伴う町長選挙が去る四月十四日告示され、現町長である椎名 彰氏（六十才）以外の届け出がないため、二十一日予定の投票日を待たず、無投票当選が決まりました。

椎名 彰氏は、四十年五月町長に就任。以来今回で、三期目となり前回に続き二期連続の無競争当選です。

◎就任のごあいさつ
みんなの町をみんなで豊かに

光町長 椎名 彰

町民各位のご支持によって再選され心からお礼申し上げます。私の施政方針は、産業の振興・福祉、保健衛生、生活環境の向上・教育の振興です。



町長室にて撮影

第一の産業の振興については、営農集団の組織化・国県道沿線の商店街の造成・中小企業融資枠の増額・道路網の改良整備を重点に実施。

第二の福祉保健衛生、生活環境

の向上については、上水道事業の促進・排水の整備・し尿・ゴミ処理の体系確立・老幼身障者対策の強化・医者なし地域の解消等を実施。

第三の教育の振興については、

教育施設の整備・教育機器の計画的導入・特殊学級の施設増強・社会教育基盤整備・スポーツの振興等があります。

政治の行き方としては、次のとおりです。

(一) 指導性をもった政治を行なう
(二) 全機能を完全に燃やした町政推進。

(三) 基本構想（昭和六十年を目標とした計画）を基とした弾力性ある施策の推進。

(四) きれいな政治による光町の歴史と風格の確立。

以上を旗印として、みんなの町をみんなで豊かに、するよう努力いたします。

待望の信号機

四月十二日待望の信号機が木戸十字路につきました。

この十字路は、白浜小学校の近くにあるため子供達の通学が心配され、早くから地元の人から要望が出ていた所です。これから夏にかけて海水浴に向う車が多くなり昨年までは事故が多発していた所だけに、信号機がつき地元から喜ばれていました。

信号機がついたとい



信号機のついた木戸十字路

っても、信号を守らなければ事故はなくなりません。みんなで交通規則を守りましょう。

“これで安心”

伊藤収入役 再任される



五月十一日開催の臨時町議会に於て、任期満了に伴う収入役の選任についてが提案され現収入役である伊藤隆夫氏が再任されました。

◇ごあいさつ◇

収入役 伊藤隆夫
五月十一日開催の臨時町議会の同意議決によりまして、再度、収入役に就任することとなりました
昭和四十四年五月十九日収入役

となり、五月十八日で任期を終りますが、四年間を大過なく職務を全うする事ができました事は、ひとえに町民各位の御後援と御指導の賜ものと深く感謝申し上げます次第であります。

過去四年間は、町財政も平穏順調な状態でありましたが、激変する社会、経済状況の変化はこれからは必ずしも順調調りは期待できませんが、今後共、揮身の努力を傾注し出納事務の効率的運営により町財政の健全化を守り、椎名町政の一翼を担ない、町勢発展に尽瘁する事をお誓い申し上げ再任の御挨拶いたします。

贈与をしても贈与税のかからない

一括生前贈与

農地の一括生前贈与の特例は農地の細分化防止と経営主の若返りをねらいとして昭和三十九年に五年間の時限立法として制定され、期限が切れる昭和四十三年になつてさらに五年間延長され、昭和四十八年末まで適用されることになっていきます。この特例は、一般贈与の場合と同じ形式をとりますが、贈与税の方は贈与者が死亡するまで延納が認められ、贈与者が死亡した時点で相続税に切り替えられます。実質的には贈

農業委員会だより

次のとおりです。

一、適用の要件

(1) 贈与者は過去に一度もこの特例を受けたことがないこと。
(2) 贈与者は贈与をした日までに連続三年以上農業を営んでいた個人であること。

連続三年以上農業を営んでいた個人であること。

(3) 受贈者は贈与者の推定相続人のうちの一人で、次の要件のすべてを満している個人であること。
① 贈与のあった日の年齢が、二十才以上であること。
② 贈与のあった日まで連続三年以上農業に従事していたこと。
③ 贈与後、その贈与された農地を使って農業を経営すること。
二、手続き
(1) 贈与について農地法第三条の許可を受けること。
(2) 贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までに、贈与税の申告書にその旨を記入し、担保物件、戸籍簿本、贈与契約書、農地法第三条の許可書等を添えて税務署に提出すること。その他、詳細については農業委員会へ。

乳幼児医療が無料に!!

四月一日にさかのぼり、乳幼児が十五日以上入院した場合の医療の個人負担が扶助されます。

これは世帯が町民税、所得税を納める額により扶助率も異なつて来ます。

◎対象乳幼児

小学校就学の始期に達するまでの者

◎対象医療

入院期間が十五日以上にわたる乳幼児の傷病に係る医療のうち

お忘れなく!!
老人医療受給者証の更新

現在使用されている受給者証は六月三十日で期限が切れます。次により更新手続を行いますので、お忘れのないようお願いいたします。

◎日吉地区(六月二十九日)

午前九時～十二時

日吉公民館

◎南条地区(六月二十九日)

午後一時三〇分～四時三〇分

南条公民館

◎東陽地区(六月二十九日)

午前九時～十二時

橋場青年館

◎白浜地区(六月二十九日)

午後一時三〇分～四時三〇分

白浜公民館

ち法定給付以外(個人負担分)ただし第三者行為の傷病を除く扶助額。

健康保険法の規定による療養に要する費用の算定額から保険給付およびこれに準ずる額又は町民税、所得税を課税される者はその税額に応じた個人負担額を控除した額。

詳しくは厚生課福祉係へ

(有線二〇四一〇一)

6月の月間目標

時間励行です

お互いに守りましょう

今月の納税

今月は条例の改正により四月納期であった固定資産税第一期の納期月です。納期限は五月三十一日です。納期前納付をする方は納付の際に印鑑をご持参下さい。

今月も集合徴収を次のとおり行ないます。

期日 五月三十日

時間 午前九時～午後四時

場所 光農協日吉支所

南条支所

白浜公民館

◎4月にほとんどの区長さんが変わりました◎ 区長会長に林正二氏(小川台)

◎会長 ○副会長 △幹事

部落名	氏名	有線
藤本一	久雄	225-03
二	三雄	229-11
三	利義	234-11
新宝	一保	250-06
二母	明夫	246-07
小	英	257-02
田	正元	288-06
台	順三	285-02
川	三	272-02
示	禧紀	270-07
小	亥作	277-13
傍	利	281-05
富	正	283-06
虫	滯平	291-02
芝	夫	369-03
作	一	—
県	衛	347-02
宮	秀明	339-07
古	一	327-10
橋	正	313-02
桑	滯平	310-02
西	夫	364-08
篠	之	374-10
原	幸	379-13
木	夫	529-05
長	之	523-12
五	幸	391-01
尾	夫	394-01
垂	郎	398-01
白	広	—
関	四	516-10
	泰	537-01